

# 建築台帳記載証明申請システム（窓口システム） 操作マニュアル



千葉県県土整備部都市整備局建築指導課建築審査班

# 1. 窓口システム ユーザー新規登録申請手順

## ①利用規約・注意事項等

利用規約・注意事項等が表示されますので、必ずご一読のうえ、ユーザー登録にお進みください。



## ① 利用規約・注意事項等

建築台帳記載証明申請システム利用規約

**第1条 本規約の目的及び適用範囲**  
1 本規約は、ユーザー（本規約に同意の上、システムのユーザー登録を行った者）が、千葉県（以下「本県」という。）が提供する建築台帳記載証明申請システム（以下「窓口システム」という。）を利用するに当たり、ユーザーが従うべき利用の条件を定めるものである。  
2 ユーザーは、システムを利用するに当たり、本規約に同意するものとする。  
3 本県は、本規約の内容をユーザーの事前の承諾なくいつでも変更することができる。  
この場合、本県は変更後の本規約をウェブサイト上で速やかに公表するものとする。変更後の本規約の効力は、本県が本規約の変更をウェブサイト上で公表した時点から発生するものとする。

**第2条 登録情報の変更**  
1 ユーザーは、登録した情報について変更があったときは、ユーザー本人が速やかに登録内容の変更を行わなければならない。

**第3条 ログイン情報の管理**  
1 ユーザーは、自己の責任において、ユーザー登録を行ったメールアドレスとログインパスワード（以下「ログイン情報」という。）を適切に管理するものとする。  
2 ユーザーは、ログイン情報をユーザーのみが利用するものとし、第三者に譲与、譲渡してはならない。  
3 ユーザーのログイン情報を利用してなされた行為については、現実にユーザー自身の行為であるかを問わず、ユーザーの行為とみなすものとし、それによってユーザーまたは第三者に生じた損害について、本県は一切責任を負わない。  
4 ユーザーは、ログイン情報が第三者に使用されている疑いがある場合には、直ちに本県にその旨を連絡するとともに、本県の指示がある場合にはそれに従うものとする。

**第4条 複数アカウントの禁止**  
1 システムでは、同一人物による複数アカウントの作成及び使用をしてはならない。

**第5条 利用の制限及び登録の抹消**  
1 本県は、ユーザー登録を行った者が次の各号のいずれかに該当する場合には、ユーザー登録者に通知のうえ、システムの利用を制限することができる。  
(1) ユーザー登録者が実在しない場合  
(2) ユーザー登録者が過去にシステムの利用を制限された者である場合  
(3) ユーザー登録情報に虚偽がある場合  
(4) その他本県が不適当と判断する場合  
2 ユーザーが次の各号のいずれかに該当したときには、本県はユーザーに対して事前の通知なく、システムの利用登録を抹消することができるものとする。  
(1) 本規約に違反した場合  
(2) ユーザー登録情報に虚偽の事実を記載したことが判明した場合  
(3) システムを違法または公序良俗に反する態様で利用した場合  
(4) その他、システムの利用を適当でないと本県が判断した場合

## ②ユーザー新規登録申請

「ユーザー新規登録申請はこちら」を押下してください。



事。）を逸脱していると本県が判断した結果

**第9条 免責事項**  
1 本県は、システムの利用により、ユーザーに発生した損害等について一切の責任を負わないものとする。  
2 ユーザーが、システムを利用することにより、第三者に対し損害を与えた場合、ユーザーは自己の費用と責任においてこれを賠償するものとし、本県は一切の責任を負わないものとする。  
3 本県はシステムにより閲覧される情報を証明するものではなく、ユーザーはこれを承諾のうえシステムを利用するものとする。

**第10条 附則**  
1 令和6年10月1日制定

## ②

Google reCAPTCHA で保護されています。 [プライバシー](#)・[利用規約](#)



# 1. 窓口システム ユーザー新規登録申請手順

## ⑤ユーザー情報の入力

パスワード、郵便番号、住所、会社名、所属部署、連絡先（電話番号）を入力してください。

※個人の場合は、会社名、所属部署は空欄でも差し支えありません。

※パスワードは英字・数字・記号（半角）のすべてを組み合わせた8文字以上で入力してください。

また、「生成する」を押下すると任意のパスワードが自動で生成されます。

入力後、「送信する」を押下してください。

ご入力されたメールアドレスにユーザー新規登録申請受付メールが送信されますので、メールをご確認ください。

## ⑥登録手続き（受付メール）

ユーザー新規登録申請を受付した旨のメールが届きます。

その後、システム管理者（千葉県建築指導課）にて申請内容を確認のうえ、ユーザー登録承認結果のお知らせメールを送信いたしますので、メールが届くまでお待ちください。

※ユーザー新規登録申請受付から利用開始まで、お時間がかかる場合がございますので、ご了承ください。

⑥

# 1. 窓口システム ユーザー新規登録申請手順

## ⑦ユーザー登録承認結果のお知らせ（メール）

ユーザー登録承認結果をお知らせするメールが届きます。  
承認されましたら、ログイン画面において登録したメールアドレスとパスワードを入力して「ログイン」を押下してください。  
登録したメールアドレスに認証コードが送付されます。

【建築台帳記載証明申請システム（窓口システム）】ユーザー登録承認結果のお知らせ

 建築台帳記載証明申請システム（窓口システム） <support@icba-info.jp>  
発先 [redacted]

[redacted]さん、こんにちは

いつも建築台帳記載証明申請システム（窓口システム）をご利用いただきまして、  
まことにありがとうございます。

ユーザー名： [redacted]  
メールアドレス： [redacted]  
郵便番号： [redacted]  
住所： [redacted]  
連絡先（電話番号）： [redacted]

登録承認結果： **承認する**

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

千葉県  建築台帳記載証明申請システム（窓口システム） ログイン

事。）を逸脱していると本県が判断した疑義

**第9条 免責事項**

1 本県は、システムの利用により、ユーザーに発生した損害等について一切の責任を負わないものとする。

2 ユーザーが、システムを利用することにより、第三者に対し損害を与えた場合、ユーザーは自己の費用と責任においてこれを賠償するものとし、本県は一切の責任を負わないものとする。

3 本県はシステムにより閲覧される情報を証明するものではなく、ユーザーはこれを承認のうえシステムを利用するものとする。

**第10条 附則**

1 令和6年10月1日制定

ログイン

利用規約・注意事項等同意の上、ログイン情報を入力し「ログイン」ボタンをクリックしてください。

メールアドレス  
  
メールアドレスを入力してください。

パスワード  
  
パスワードを入力してください。

**ログイン**

[ユーザー新規登録申請はこちら](#)   [パスワードを忘れた方はこちら](#)

Google reCAPTCHA で保護されています。 [プライバシー](#) - [利用規約](#)

建築台帳記載証明申請システム（窓口システム） © All rights reserved.

⑦

# 1. 窓口システム ユーザー新規登録申請手順

## ⑧認証コード

その認証コードをログイン画面の「認証コード」に入力してください。

※認証コードは10分以内のみ有効です。無効になってしまった場合は、再度ログイン画面よりログインして、「認証コード」を再取得してください。

ログイン

利用規約・注意事項等同意の上、ログイン情報を入力し「ログイン」ボタンをクリックしてください。

メールアドレス  
[redacted]  
メールアドレスを入力してください。

パスワード  
[redacted]  
パスワードを入力してください。

⑧ [redacted]に認証コードを送信しました。受信した認証コードを入力してください。

認証コード  
[input type="text" value="505"]

ログイン

[ユーザー新規登録申請はこちら](#)   [パスワードを忘れた方はこちら](#)

【建築台帳記載証明申請システム（窓口システム）】認証コード通知（2024/08/26 18:03:06）

建築台帳記載証明申請システム（窓口システム） <support@icba-info.jp>  
宛先 [redacted]

[redacted]さん、こんにちは

いつも建築台帳記載証明申請システム（窓口システム）をご利用いただきまして、まことにありがとうございます。

システムにログインする認証コードをお知らせいたします。

■認証コード  
[redacted]

認証コードは10分以内有効です。

なお、このメールに心当たりがない場合には、必ず、管理者に、ご連絡いただきますよう、お願い致します。

本メールは送信専用のメールアドレスから配信されています。このメールへの返信はできませんのでご了承ください。  
ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

## 2. 窓口システム パスワード再設定

### ①パスワードの再設定

パスワードを忘れた場合等は「パスワードを忘れた場合はこちら」を押下してください。

登録されたメールアドレス及び再設定用番号を入力してください。

※再設定用番号は3桁の数字を入力してください。パスワード再設定画面でも入力いただきますので、忘れないようにしてください。

入力後、「送信する」を押下してください。

登録されたメールアドレスに案内メールが送付されます。

2 ユーザーがシステムを利用することにより、第三者に対し損害を与えた場合、ユーザーは自己の使用と責任においてこれを賠償するものとし、本県は一切の責任を負わないものとする。  
3 本県はシステムにより閲覧される情報を証明するものではなく、ユーザーはこれを承諾のうえシステムを利用するものとする。  
第10条附則  
1 令和6年10月1日制定

パスワードのお問い合わせ

利用規約・注意事項等同意の上、以下の情報を入力し「送信する」ボタンをクリックしてください。

メールアドレス  
パスワード再設定するメールアドレスを入力してください。

再設定用番号  
再設定用番号に3桁の数字を入力してください。入力した再設定用番号は、パスワード再設定画面でご入力いただきますので、失念ならないようご注意ください。なお、再設定用番号は、ログインパスワードではありません。

送信する

上記の情報を入力し、「送信する」ボタンをクリックしてください。ご登録頂いたメールアドレスに、パスワード再設定のご案内をお送りします。

ログイン画面へ戻る

①

### ②登録手続き（案内メール）

案内メールに記載されているURLより、登録手続きを行ってください。

※案内より1時間経過しますと無効となります。

【建築台帳記載証明申請システム（窓口システム）】パスワードのお問い合わせ

建築台帳記載証明申請システム（窓口システム） <support@icba-info.jp>  
宛先 [REDACTED]

[REDACTED] さん、こんにちは

いつも建築台帳記載証明申請システム（窓口システム）をご利用いただきまして、まことにありがとうございます。

お問合せをいただきました、パスワードについて、下記のURLより1時間以内に変更してください。

https:// [REDACTED]

本メールは送信専用のメールアドレスから配信されています。  
このメールへの返信はできませんのでご了承ください。  
ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

\*\*\*\*\*  
https:// [REDACTED]  
建築台帳記載証明申請システム（窓口システム）  
県土整備部都市整備局建築指導課 043-223-3188

②

## 2. 窓口システム パスワード再設定

### ③パスワードの再設定

再設定用番号（3桁の数字）、パスワードを入力してください。

※パスワードは英字・数字・記号（半角）のすべてを組み合わせた8文字以上で入力してください。また、「生成する」を押下すると任意のパスワードが自動生成されます。

入力後、「送信する」を押下してください。

パスワードが設定されましたので、ログイン画面からメールアドレスとパスワードにてログインしてください。

千葉県 建築台帳記載証明申請システム（窓口システム） ログイン

ホーム / パスワードの再設定

### パスワードの再設定

下記の情報を入力し、「送信する」ボタンをクリックしてください。

③

ユーザー名 [黒く塗りつぶされた]

メールアドレス [黒く塗りつぶされた]

再設定用番号 [再設定用番号]  
パスワードのお問い合わせ画面に入力した再設定用番号（3桁の数字）を入力してください。再設定用番号は、ログインパスワードではありません。

パスワード [パスワード]  
パスワード（英字・数字・記号を組み合わせた8文字以上）を入力してください。

パスワードの再入力 [パスワードの再入力]  
パスワード（英字・数字・記号を組み合わせた8文字以上）を再入力してください。

パスワードを生成する [生成する]

キャンセル 送信する

建築台帳記載証明申請システム（窓口システム） © All rights reserved.

# 3. 窓口システム 【建築台帳検索】の方法

## ① 建築台帳検索

➔【建築台帳検索】はこちら を押下してください。  
建築台帳検索画面に移行します。

### 【注意事項】

※閲覧可能件数は1日につき50件までになります。  
(「閲覧する」ボタンをクリックすると1件としてカウント  
されます。)



### 建築台帳記載証明申請システム (窓口システム)

こんにちは、[ユーザー名]さん。

[利用規約・注意事項](#)

#### システム機能一覧

##### 建築台帳記載証明

本窓口システムは、「建築物」のみの建築台帳記載証明書の交付申請となります。  
【建物】、「建築台帳」の建築台帳記載証明申請につきましては、所管する行政庁にお問合せください。  
また、建築台帳記載証明書の交付につきましては、本窓口システムで発行されておりませんので、所管する行政庁に問合せください。

①

➔【建築台帳検索】はこちら

「建築物」の建築確認の検索です。  
手数料は1通400円になります。郵送をご希望の場合は50gまでは110円が加算されます。  
お支払いは、別途ご案内いたします。「ちば電子申請サービス」によりです。  
【注意事項】  
※閲覧可能件数は1日につき50件までになります。「閲覧する」ボタンをクリックすると1件としてカウントされます。地図検索の分の閲覧も含まれます。  
※申請する建築物を特定していただく必要があります。お求めの建築物が特定できない場合、証明書を交付することが出来ませんのでご注意ください。  
※申請申請当時の敷地の地名地番で登録されており、現在の住所で検索しても該当がない場合があります。  
※申請する建築物の特定には、土地・建物の登記事項証明書等によりご確認いただく必要がある場合がございます。  
※確認番号や確認済証交付日等があらかじめ判明している場合は、特定がしやすくなります。

➔【地図 (随時更新中)】はこちら

地図検索からの申請を行います。  
【注意事項】  
※すべての建築確認について、ピンを設定を行っているものはありません。  
※建築台帳記載証明の届出日より、建築物の位置が分かるものについて、ピンを設定を行っております。  
※最新の建築確認のものから随時ピンを設定を行っておりますので、閲覧する時点によっては更新されている場合がございます。  
※ピンの位置は建築物の正確な位置を表しているものではありません。

その他

## ② 検索

検索は「キーワード」にて、

- ・ 地名地番
  - ・ 主要用途
- を検索できます。

### 【注意事項】

※確認申請当時の敷地の地名地番で登録されており、  
現在の住所で検索してもデータが見つからない若しくは  
該当がない場合があります。



➔【建築台帳検索】はこちら

「建築物」の建築確認の検索です。  
手数料は1通400円になります。郵送をご希望の場合は50gまでは110円が加算されます。  
お支払いは、別途ご案内いたします。「ちば電子申請サービス」によりです。  
【注意事項】  
※閲覧可能件数は1日につき50件までになります。「閲覧する」ボタンをクリックすると1件としてカウントされます。地図検索の分の閲覧も含まれます。  
※申請する建築物を特定していただく必要があります。お求めの建築物が特定できない場合、証明書を交付することが出来ませんのでご注意ください。  
※申請申請当時の敷地の地名地番で登録されており、現在の住所で検索しても該当がない場合があります。  
※申請する建築物の特定には、土地・建物の登記事項証明書等によりご確認いただく必要がある場合がございます。  
※確認番号や確認済証交付日等があらかじめ判明している場合は、特定がしやすくなります。

②

検索条件

キーワード  全て 地 住 + クリア 検索する

日付  確認申請受付日  日 月 年 クリア 検索する

番号  確認申請受付番号  番号あいまい検索 クリア 検索する

延べ面積

地上階数   地下階数

クリア 検索する

# 3. 窓口システム 【建築台帳検索】の方法

## ③ 建築台帳検索方法

キーワード以外の日付、番号、延べ面積、地上・地下階数の検索条件により検索することも可能です。

### 【注意事項】

- ※申請する建築物の特定には、土地・建物の登記事項証明書等によりご確認いただく必要がある場合がございます。
- ※確認番号や確認済証交付日等があらかじめ判明している場合は、特定がしやすくなります。

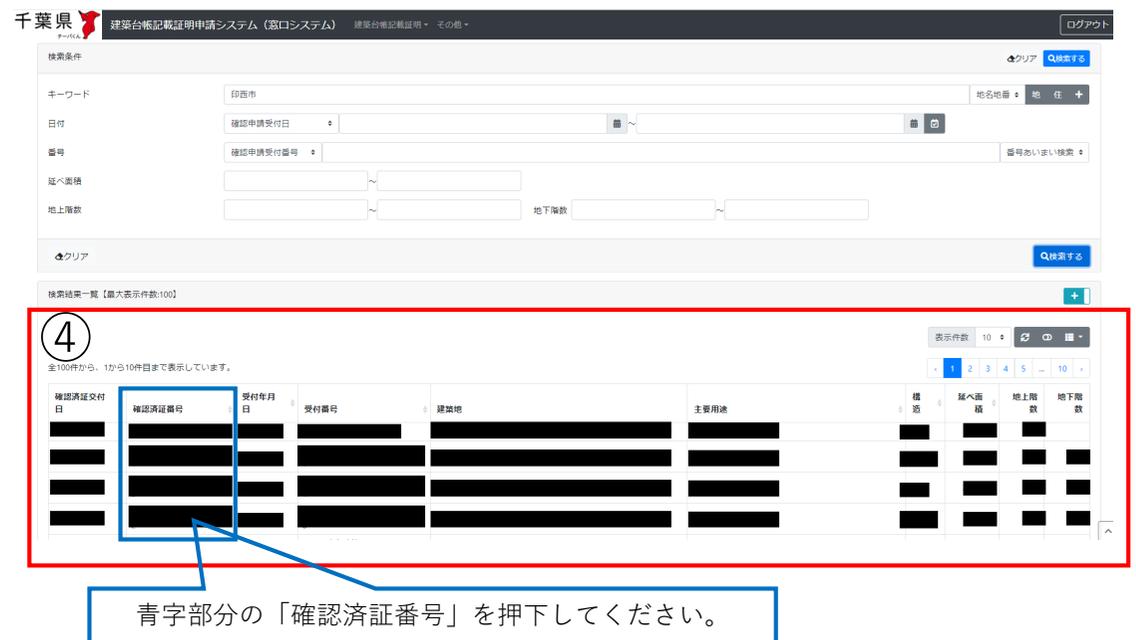
検索事項を入力後、「検索する」を押下してください。



## ④ 検索結果

検索結果は検索項目の画面下側に表示されます。  
表示件数も25件、50件、100件と変更できます。

閲覧したい物件や証明書の交付申請をしたい物件が見つかりましたら、当該物件の青字部分の「確認済証番号」を押下してください。



### 3. 窓口システム 【建築台帳検索】の方法

#### ⑤ 物件情報

当該物件の「物件情報」が表示されます。  
「閲覧する」を押下すると建築物確認情報が表示されます。

#### 【注意事項】

※閲覧可能件数は1日につき50件までになります。  
（「閲覧する」ボタンをクリックすると1件としてカウント  
されます。）

建築物確認情報		閲覧する
受付日	2012/██	
受付番号	██	
確認済証交付日	2012/██	
確認済証番号	██	
主要用途	倉庫業を営まない倉庫	
延べ面積	██	
工事種別	新築	

#### ⑥ 建築物確認情報

建築計画概要書の内容が表示されます。  
内容をご確認のうえ、建築台帳記載証明書の交付申請を行う  
場合は、「証明書等交付申請」を押下してください。

物件情報		証明書等交付申請
建築物確認情報		第一面 第二面 処分等の概要
管理情報		
受付日	2012/██	
受付番号	██	
確認済証交付日	2012/██	
確認済証番号	██	
確認済証交付者	██	
概要書添付	██	
概要書添付	██	
概要書添付	██	

第一面

【代理者】	
資格	██
氏名	██
事務所名	██
事務所資格	██
郵便番号	██
所在地	██
電話番号	██

【設計者】 1



### 3. 窓口システム 【建築台帳検索】の方法

#### ⑨ 証明書等申請受付のお知らせ（メール）

建築台帳記載証明書交付申請を受け付けたメールが届きます。

#### ⑩ 建築台帳記載証明申請手数料のお支払いについて（メール）

その後、所管する行政庁（建築指導課や各土木事務所）にて申請内容を確認のうえ、担当者より手数料のお支払いの案内メールを送付いたしますので、メールが届くまでお待ちください。

※証明書等申請受付から手数料のお支払い案内まで、お時間がかかる場合がございますので、ご了承ください。

##### 【注意事項】

※手数料のお支払いは窓口による県証紙の貼付又は別途ご案内いたします、「ちば電子申請サービス」にて電子決済によるお支払いをお願いいたします。手数料は1通につき400円になります。郵送をご希望の場合は50gまでは110円が加算されます。

##### 【建築台帳記載証明申請システム（窓口システム）】建築物確認情報証明書等交付申請受付のお知らせ

建築台帳記載証明申請システム（窓口システム） <support@icba-info.jp>  
宛先

⑨

さん、こんにちは

いつも建築台帳記載証明申請システム（窓口システム）をご利用いただきまして、まことにありがとうございます。

以下の通り、建築物確認情報証明書等交付申請を受付しました。

申請日時：2024/

申請番号：

交付申請内容：台帳記載証明

申請者氏名：

郵便番号：

住所：

連絡先（電話番号）：

証明書の使用目的：

建築物確認情報受付日：2012/

受付番号：

確認済証交付日：2012/

確認済証番号：

本メールは送信専用のメールアドレスから配信されています。  
このメールへの返信はできませんのでご了承ください。  
ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

件名(U) 建築台帳記載証明申請手数料のお支払いについて

〇〇 〇〇様

←

お世話になっております。←

⑩

千葉県建築指導課（又は〇〇土木事務所建築（宅地）課）の〇〇です。←

←

窓口システムより申請のありました建築台帳記載証明の申請につきまして、←

手数料のお支払いについてご案内いたします。←

次のいずれかのお支払いをお願いいたします。←

申請1件につき400円となります。←

←

●窓口による県証紙によるお支払いの場合←

県証紙でのお支払いをご希望の場合は、←

千葉県建築指導課（又は〇〇土木事務所 建築（宅地）課）まで必ずご連絡ください。←

ご連絡の際に、来庁日時等お伺いさせていただきます。←

また、手数料として県証紙を購入していただく必要があります。←

連絡先：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇←

メール： @mz.pref.chiba.lg.jp←

←

●ちば電子申請サービスによる電子決済でのお支払いの場合←

ちば電子申請サービス URL ←

[https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=34342](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=34342)←

上記 URL（建築台帳記載証明書の交付）にて、申込を行ってください。←

申込後、担当者にて申請件数及び郵送の有無により、お支払金額の確認を行いますので、←

再度、ご案内をお待ちください。←

お支払い方法←

・クレジットカード ・PayPay ・d払い ・auPay←

←

よろしくお願いいたします。|

## 4. 窓口システム 【地図検索】の方法

### ① 地図検索

➔【地図検索（随時更新中）】はこちら を押下してください。  
地図検索画面に移行します。

#### 【注意事項】

※閲覧可能件数は1日につき50件までになります。  
（「閲覧する」ボタンをクリックすると1件としてカウント  
されます。）

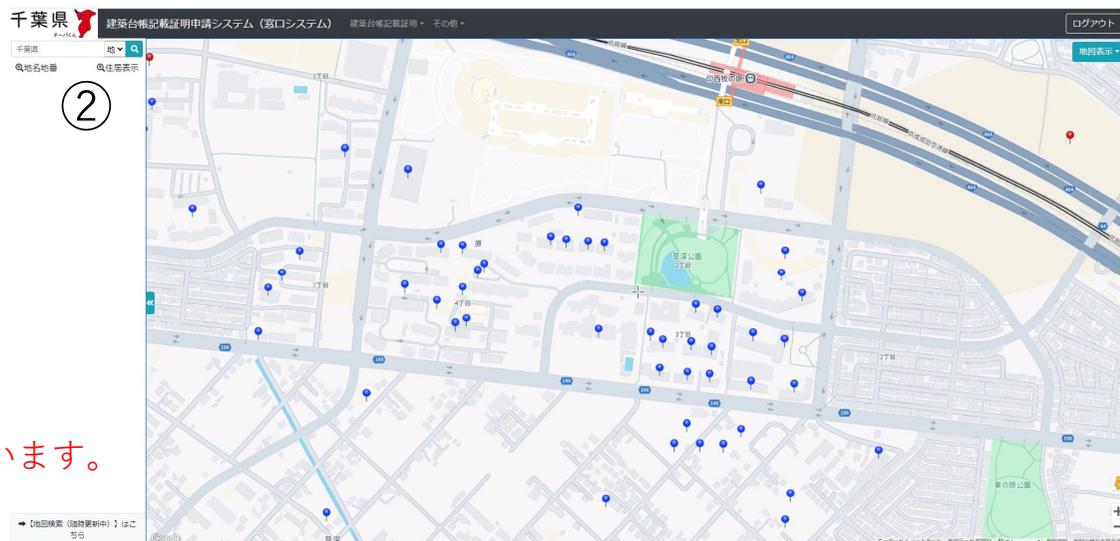
### ② 検索方法

検索は「キーワード」にて、  
・地名地番 ・住居表示 で検索できます。

また、地図上にて、地図を移動させることでも検索できます。

#### 【注意事項】

※すべての建築確認について、ピンを設定を行っているもの  
ではありません。  
※建築計画概要書の案内図より、建築物の位置が分かるもの  
について、ピンを設定しております。  
※最新の建築確認のものから随時ピンを設定を行ってござ  
いますので、閲覧する時点によっては更新されている場合がござ  
います。  
※ピンの位置は建築物の正確な位置を表しているものではあり  
ません。



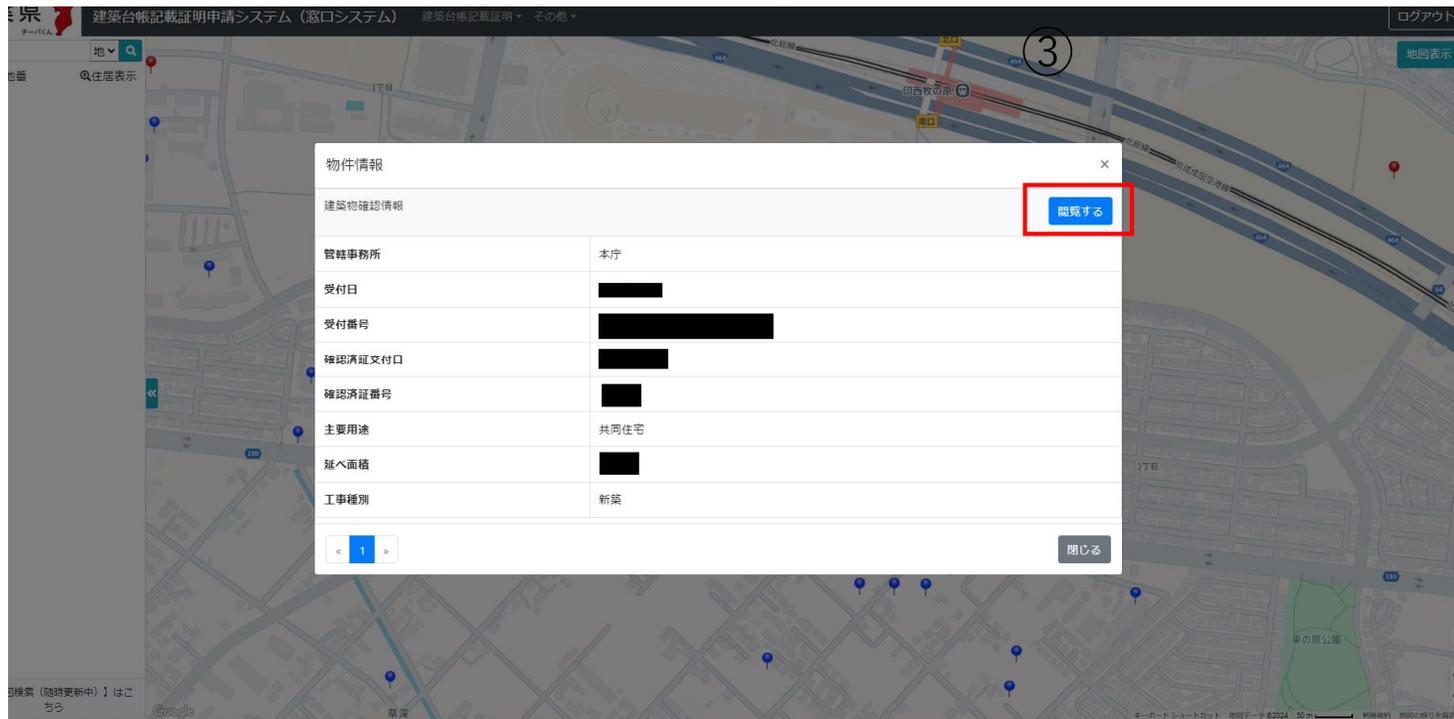
## 4. 窓口システム 【地図検索】の方法

### ③ 物件情報

閲覧したい物件や証明書の交付申請をしたい物件が見つかりましたら、当該物件のピンを押下してください。  
当該物件の「物件情報」が表示されます。「閲覧する」を押下すると建築物確認情報が表示されます。

#### 【注意事項】

※閲覧可能件数は1日につき50件までになります。（「閲覧する」ボタンをクリックすると1件としてカウントされます。）



### ④ 証明書等交付申請

証明書等交付申請までの手続きは「建築台帳検索の方法」⑥～⑨と同じ手順になります。